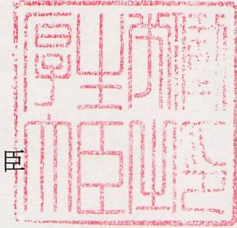


行政文書開示決定通知書

株式会社薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

厚生労働大臣



令和8年2月22日付け（2月24日受付）の行政文書の開示請求（開第3092号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) BK1、BK2及びPA：ラットを用いた7日間反復経口投与毒性試験
- (2) I. 総括研究報告書（食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究）
- (3) II. 分担研究報告書（原因物質と推定されるプベール酸等の毒性に関する研究）
- (4) II. 分担研究報告書（紅麴製品に由来する化合物の発生機序の解明に関する研究）
- (5) 紅麴を含む健康食品による健康被害の原因物質特定に係る分析（令和6年度報告書）（第1章表2、第7章、別添4）

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	上記1（1）のうち、分析実施責任者等の氏名の情報が含まれる箇所	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。
2	上記1（1）（5）のうち、法人の情報が含まれる箇所	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
3	請求書記載の「受領記録」及び「決裁文書」	事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、法第9条第2項の規定により、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

行政文書開示請求書

2026/2/22



厚生労働大臣殿

701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 611-1

株式会社薫製倶楽部 代表取締役/薬剤師 森雅昭

086-483-0602

sales@kunsei.co.jp

【請求事項】

2024年に紅麹関連試験及びプベルル酸（PA）試験に使用された検体について、以下の事項が確認できる行政文書の開示を請求する。

- 検体の入手日時
- 提供者
- 入手方法（収去、回収、任意提出等）
- 受領記録
- 決裁文書
- 入手経緯が記載された文書一式

【理由部分】

大阪市保健所は大大保 8562 号回答書（別添）において、

回収命令及び行政処分を行っていない旨を回答している（令和8年1月29日付け「質問書」に対する回答について）。

よって、試験に使用された検体の入手経路を確認する必要があるため、本請求を行う。

3092



健康

大 大 保 8562 号
令和 8 年 2 月 18 日

株式会社薫製倶楽部
代表取締役／薬剤師 森 雅昭 様

大阪市保健所長 中山 浩二

令和 8 年 1 月 29 日付け「質問書（紅麴事案に関する行政対応の整合性について）」に対する回答について

平素は本市食品衛生行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴職から送付された令和 8 年 1 月 29 日付け「質問書（紅麴事案に関する行政対応の整合性について）」（以下「質問書」という。）について、次のとおり回答いたします。

記

1. 「食品衛生法第 28 条に基づく「生紅麴」の回収を行わなかった理由について」について

（回答）

紅麴関連製品を製造する際の原材料として使用される紅麴原料（以下単に「紅麴原料」という。）については、令和 6 年 3 月末時点で食品衛生法第 6 条第 2 号に該当するかどうか明らかでなかったことから、食品衛生法第 59 条第 1 項に基づく回収等の命令（行政処分）は行いませんでした。

2. 「2024 年 3 月 26 日の全国保健所宛連絡および企業名公表との整合性について」について

（回答）

令和 8 年 2 月 9 日付けで回答しているとおり、紅麴原料に関する令和 6 年 3 月 26 日付けの依頼については、令和 6 年 3 月 26 日に本市に販売先リストが提出され、またその時点で紅麴原料が食品衛生法第 6 条第 2 号に該当する

かどうか明らかでなかったことから、食品衛生法第59条第1項に基づく回収等の命令（行政処分）は行わず、食品衛生法第1条及び第3条、食品安全基本法第8条等の趣旨に則り、小林製薬株式会社による自主回収が適切に行われるよう、販売先施設所在地を所管する自治体に対して行政指導を依頼したものです。紅麴原料を使用して製造された食品について、本市が回収を要請した事実はありません。

また、令和8年1月6日付け及び令和8年2月9日付けで回答しており、「企業名公表」が令和6年3月28日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会及び指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループの合同開催の資料2を指しているのであれば、本市は関与していないため、「企業名公表」に関する内容については回答を差し控えます。

3. 「プベルル酸（PA）動物実験の実施方法および事実確認との整合性について」について

（回答）

小林製薬の紅麴配合食品について、本市が行った調査については、本市ホームページ「紅麴を含む健康食品で健康被害が疑われる事例が発生しています。」（<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000623660.html>）の「5 小林製薬の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議」、「8 食中毒詳報について」等により公表していますので、ご確認ください。

3092